

広報いずみおおつLINEモニターアンケートプレゼント企画実施要領

1 趣旨

この要領は、「広報いずみおおつ」をより多くの市民の方に興味をもって読んでもらうとともに、泉大津市内の魅力あふれる物品等を紹介することで産業を振興することを目的とするプレゼント企画を、LINE社のメッセージ機能を活用したアンケートに掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

2 プレゼント提供希望者の要件

下記の要件に全て適合すること。

- (1) 市内に事業所を有し、その事業所が製造又は販売するもの。
- (2) 原則、提供いただくプレゼントを泉大津市内の店頭及び事業所において引き換えができる事業者であること。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。

3 掲載の位置等

- (1) プレゼント企画は、LINEモニターアンケートで紹介するものとする。
- (2) プレゼント企画の掲載は、アンケート1回につき1件とする。

4 プレゼントの基準

- (1) プレゼントは、原則として有体物又はサービスの提供とし、市民の福祉の増進又は利便性の向上に寄与するもの。
- (2) 次のいずれかに該当する場合はプレゼントとしない。
 - ・法令等に違反するもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・政治性があるもの
 - ・宗教性のあるもの又は迷信もしくは非科学的なもの
 - ・人権侵害、差別若しくは名誉棄損となるもの
 - ・消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ・青少年保護又は健全育成の観点から適切でないもの
 - ・その他市長が不適當であるものと認めるもの

5 プレゼントの規格

- (1) プレゼントは、1回あたり総額5,000円（税抜）相当以上のものとする。（数量は問わない。）
- (2) プレゼントの引換期限は、アンケート送付の日から起算して2か月以内とする。

6 プレゼントの募集

- (1) プレゼント提供者の募集は、広報いずみおおつ、ホームページ等により公募するものとする。

(2) プレゼント提供希望者は、この要領を熟読の上、「広報いずみおつLINEアンケートプレゼント提供申込書」を市に提出するものとする。

7 プレゼント提供希望者の選考方法

市は、基準を満たして提出されたプレゼント提供希望者の中から、市民の福祉の増進への寄与度、産業の振興への寄与度、バリエーション、相当価格など総合的に判断し、プレゼント提供事業者（以下、「協力事業者」という。）を決定する。その結果及び掲載月は当該申込事業者へ速やかに連絡を行う。

8 原稿の作成

- (1) 協力事業者は、掲載する原稿の作成を行い、市へ提出するものとする。
- (2) 市は、協力事業者から提出された掲載案文を編集し、事業者に校正の機会を設けるものとする。
- (3) 市は、(2)の校正が終了したのちに、原稿の最終決定を行うものとする。

8 プレゼントの提供方法

- (1) プレゼントは、原則として協力事業者の市内の店頭又は事業所において引き換えるものとする。
- (2) 協力事業者は、引換期限内にクーポン券を提示した者に対し、掲載したプレゼントを提供するものとする。
- (3) 提供がただちにできない場合は、協力事業者の責任及び負担において、郵送等の措置を講じるものとする。
- (4) 協力事業者は、プレゼントの提供をする際に、クーポン券を持参した者に対して、プレゼント以外の商品の購入や体験等の責務を課すことをしてはならない。

10 その他留意事項

- (1) 掲載希望を辞退する場合は、事前に連絡をするものとする。
- (2) 掲載月の発行日から起算して3か月以内には、同一の協力事業者は選考しない。
- (3) 市が協力事業者として適当でないと認めた場合やプレゼントの品として適当でないと認めた場合は、掲載を取り消しするものとする。
- (4) 協力事業者は、プレゼントの品質等に関して、当選者から苦情等があった場合、真摯に対応し解決に努めなければならない。なお、品質等による保証やクレーム対応について、本市は一切責任を負わない。

【申込・問合せ先】

泉大津市役所 総合政策部 秘書広報課

〒595-8686 泉大津市東雲町9-12

TEL: 0725-33-1131 FAX: 0725-21-0412

E-mail: kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp